改元に伴う運転免許証の有効期間の末日の表示について

本年５月１日以降に作成される運転免許証から新元号となります。

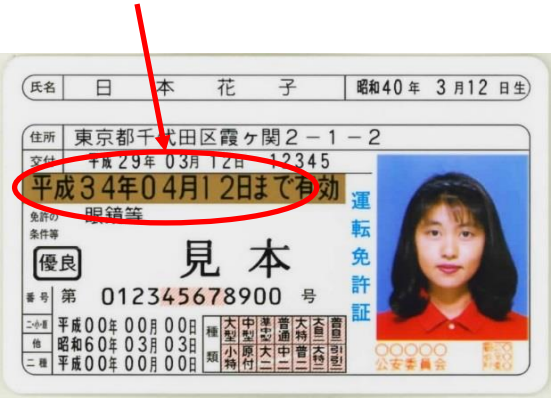

改元日以降も、「平成」の元号で有効期限が表示された運転免許証は引き続きお使いになれます。
有効期限の末日の元号の変更については、運転免許証の更新時期まで手続きをする必要はありません。
お手元の運転免許証の有効期限を確認していただき、更新手続のお忘れにご注意ください。

平成３１年　＝　２０１９年
平成３２年　＝　２０２０年
平成３３年　＝　２０２１年
平成３４年　＝　２０２２年
平成３５年　＝　２０２３年
平成３６年　＝　２０２４年

※　元号が変更になったことを理由に新たな運転免許証は交付いたしません。